

香川県報



号 外

平成 18 年

3月21日(火曜日)

目次

告 示

- 字の名称の変更及び区域の新設
字の名称の変更 (自治振興課) 一
- 公平委員会の事務の受託(二件) (自治振興課) 四
- 地方自治法施行令の規定による小豆郡小豆島町及び綾歌郡綾川町の区域の人口 (自治振興課) 〃

告 示

香川県告示第二百二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、小豆島町の区域内において、別表一の下欄に掲げる字の名称を当該上欄に掲げる字の名称に変更し、別表二の下欄に掲げる土地を区域として当該上欄に掲げる字の区域を新たに画し、平成十八年三月二十一日から施行する旨、小豆島町長職務執行者から届出があった。

平成十八年三月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

別表一

上欄（変更後の大字）	下欄（変更前の大字）
池田	大字池田
蒲生	大字蒲生
中山	大字中山

別表二

上 欄	下 欄
小豆郡小豆島町馬木字宮山	小豆郡小豆島町苗羽字宮山甲一〇の一から甲一〇の六まで、甲一〇の八から甲一〇の二二まで、甲一一の一から甲一一の一五まで、甲一二の一から甲一二の七まで、甲一三の一、甲一三の三から甲一三の六まで、甲一三の八から甲一三の一一まで、甲一三の一六、甲一七の二から甲一七の五まで、甲一七の七、甲一七の一〇、甲一七の二三から甲一七の二五まで、甲一七の二七、甲一七の二九、甲一七の三〇、甲一七の二八、甲一七の三〇から甲一七の三三まで、甲一九の一、甲一九の三から甲一九の二二まで、甲一九の二六から甲一九の二八まで、甲一九の二〇から甲一九の二三まで、甲二〇の一、甲二〇の三から甲二〇の六まで、甲二一の一から甲二一の二二まで、甲二二の一から甲二二の三三まで、甲二三の一から甲二三の四まで、甲二四、甲二五の一から甲二五の四まで、甲二六の一から甲二六の三三まで、甲二六の五、甲二六の八、甲二六の九、甲二六の一一、甲二六の二三から甲二六の一八まで、甲二七の一から甲二七の五まで、甲二七の七から甲二七の一一まで、甲二八の一から甲二八の五まで、甲二九の一から甲二九の四まで、甲三〇、甲三一の一から甲三一の四まで、甲三一の六から甲三一の二〇まで、甲三一の二三から甲三一の二六まで、甲三二の二二、甲三二の二四から甲三二の五まで、甲三三の八、甲三三の二一から甲
室生	大字室生
二面	大字二面
吉野	大字吉野
蒲野	大字蒲野
神浦	大字神浦

二五四から甲一二五七まで、甲一二五九から甲一二六三まで、甲一二六四の一、甲一二六四の二、甲一二六五から甲一二六九まで、甲一二七〇の一、甲一二七一、甲一二七二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部

小豆郡小豆島町馬木字石井	小豆郡小豆島町苗羽字石井の区域の全部
小豆郡小豆島町馬木字坂ノ山	小豆郡小豆島町苗羽字坂ノ山の区域の全部
小豆郡小豆島町馬木字寒風	小豆郡小豆島町苗羽字寒風の区域の全部
小豆郡小豆島町馬木字丸山	小豆郡小豆島町苗羽字丸山の区域の全部
小豆郡小豆島町馬木字今坂	小豆郡小豆島町苗羽字今坂の区域の全部
小豆郡小豆島町馬木字内浜	小豆郡小豆島町苗羽字内浜の区域の全部
小豆郡小豆島町馬木字前林	小豆郡小豆島町苗羽字前林の区域の全部
小豆郡小豆島町馬木字北白石	小豆郡小豆島町苗羽字北白石の区域の全部
小豆郡小豆島町馬木字石休	小豆郡小豆島町苗羽字石休の区域の全部
小豆郡小豆島町馬木字馬木山	小豆郡小豆島町苗羽字馬木山の区域の全部
小豆郡小豆島町苗羽字波戸ノ上	小豆郡小豆島町坂手字波戸ノ上甲六七の一から甲六七の三〇まで、甲六八の三、甲七三の二から甲七三の八まで、甲七四、甲八六の一から甲八六の四まで、甲八八の一、甲八八の二、甲九二の二、甲九三の一、甲九三の二、甲九六、甲九七の一、甲九八の一、甲九九から甲一〇一まで、甲一〇二の一、甲一〇二の二、甲一〇三の一、甲一〇三の二、甲一〇四から甲一〇七まで、甲一〇八の一、甲一〇九の一、甲一一〇、甲一一一、甲一一四、甲一一五の一、甲一一六の一から甲一一六の七まで、甲一一九及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部

香川県告示第二百三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、綾川町

の区域内において、次の表の下欄に掲げる字の名称を当該上欄に掲げる字の名称に変更し、平成十八年三月二十一日から施行する旨、綾川町長職務執行者から届出があった。
平成十八年三月二十一日

上欄（変更後の大字）	下欄（変更前の大字）
畑田	大字畑田
千足	大字千足
陶	大字陶
董原	大字董原
滝宮	大字滝宮
北	大字北
小野	大字小野
羽床下	大字羽床下

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第二百四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、香川県は、小豆郡小豆島町の公平委員会の事務を次の規約により受託する。
平成十八年三月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

小豆郡小豆島町と香川県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約
(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、小豆郡小豆島町（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を香川県（以下「乙」という。）に委託する。
(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理す

る場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附則

この規約は、甲及び乙が告示した日から施行する。

香川県告示第二百五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第一項の規定により、香川県は、綾歌郡綾川町の公平委員会の事務を次の規約により受託する。

平成十八年三月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

綾歌郡綾川町と香川県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、綾歌郡綾川町(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を香川県(以下「乙」という。)(に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)(を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附則

この規約は、甲及び乙が告示した日から施行する。

香川県告示第二百六号

平成十八年三月二十一日から小豆郡内海町及び同郡池田町を廃し、その区域をもって同

郡小豆島町を設置すること並びに綾歌郡綾上町及び同郡綾南町を廃し、その区域をもって同郡綾川町を設置することに伴い、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十七条第一項第一号の規定による小豆郡小豆島町及び綾歌郡綾川町の人口を次のとおり告示する。

平成十八年三月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町の名称	人 口
小豆郡小豆島町	一七、二五七人
綾歌郡綾川町	二五、六二九人



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています